

環境経営レポート

対象期間：2023年6月～2024年5月
発行日：2025年1月17日

大友運輸株式会社

I. 環境経営方針

1. 環境理念

大友運輸株式会社は、新たに「エコアクション21」に基づき環境経営システムの構築に取り組み、廃棄物処理業という環境関連事業者として、環境経営活動について更にしっかりとした取り組みを進め、業界、顧客の皆様と共に持続的な改善に取り組んでまいります。結果についても広く公表していきたいと考えております。

環境経営目標及び行動計画として次の項目に重点を置き、必要に応じて見直し、環境経営方針と整合性のある活動を進めてまいります。

1. 資源循環を進めるための効率的な分別の徹底。
2. 資源循環に伴う適切な前処理や収集の仕方の工夫などを含め、燃料、電力の節減による省エネの推進。
3. 廃棄物の洗浄や施設、車両の洗浄に伴う洗浄水の利用を削減に向け雨水等の利用を進める。
4. 太陽電池の利用など再生エネの利用を推進する。
5. リサイクル事業をさらにすすめる。

2. 行動指針

当社が環境経営システムを策定・運営し又、環境関連法規等のコンプライアンスを重視し、それと共に環境全般に対する負荷の低減に取り組んでまいります。以下①～⑥に掲げた行動指針に基づき確実に実行して参ります。

①二酸化炭素の排出を削減します。

節電を励行し又、業務で使用する車両でエコドライブを心掛け、仕事の効率化を図ることにより、二酸化炭素の排出を削減するよう努力します。

②水の使用量を削減します。

当社で行っている業務(車両の洗車、散水作業等)全般を見直し効率化や仕事の手順などを再確認し水の使用量を削減します。

③グリーン購入の促進

環境に配慮した商品・サービスを可能な限り利用し、グリーン購入を促進いたします。

④機械・車両のメンテナンス

機械・車両のメンテナンスを確実に実施し、良好な稼働状況を保ち長期に使用(保有)することで環境負荷の低減(資源の節約)に努めます。

⑤法令順守

環境関連法令・条例等の法令を把握し遵守に努めます。

⑥研修

この環境経営方針を全従業員に研修・教育を通して、社内一丸となって環境負荷低減に努めます。

制定2021年7月1日

大友運輸株式会社

代表取締役 藤井 練和

II. 事業の概要

1. 事業者

大友運輸株式会社
代表取締役 藤井 練和

2. 所在地

- 本社 : 東京都板橋区高島平六丁目2番5号
- 積替え保管施設 : 東京都板橋区高島平六丁目2番5号
- リサイクルセンター : 東京都板橋区新河岸1丁目14番12号
- 一般廃棄物処理施設 : 東京都板橋区新河岸1丁目14番12号
- 和光処理場 : 埼玉県和光市新倉五丁目2番25号
- 積替え保管施設 : 埼玉県和光市新倉五丁目2番25号
- 中間処理施設 : 埼玉県和光市新倉五丁目2番25号

3. 環境管理責任者及び連絡先

取締役 藤井 優子
TEL 03-3979-2373
FAX 03-5997-2215

4. 事業所の規模

従業員数	49名
事業所敷地面積	2,503.57 m ²
法人設立年月日	昭和51年7月20日
資本金	8,000万円
売上高	659,327千円

5. 事業内容

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処理業 (2024年4月開始)
産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物中間処理業

6. 契約電力会社

東京電力
炭酸ガス排出係数(2020年度): 0.457kg-CO₂/kWh

7. 廃棄物の収集運搬量・処分量

● 受託した産業廃棄物・その他の運搬量・処分量

(単位:t)

処理方法等	廃棄物種類	2023 年 2023.6～2024.5
収集運搬	燃え殻	0
	汚泥	0
	廃油	0
	廃酸	0
	廃アルカリ	0
	廃プラスチック類	2391.5
	金属くず	405.3
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	465.5
	がれき類	26.3
	紙くず	157.1
	木くず	286.8
	繊維くず	0
	動植物性残さ	0
	石綿含有産業廃棄物	1.5
	水銀使用製品産業廃棄物	3.3
	ばいじん	0
	合計	3737.30
処分(処理)	廃プラスチック類	3196.4
	紙くず	264.3
	木くず	551.4
	繊維くず	0
	金属くず	552.6
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	804.7
	水銀使用製品産業廃棄物	3.9
	合計	5373.30

8. 一般廃棄物収集運搬業・処分業

●収集運搬業

許可自治体	積替保管 廃家電	取り扱う一般廃棄物の種類			運搬先
		普通ごみ	道路公園ごみ	廃家電	
千代田区		○	○		23区内清掃工場
中央区		○	○		23区内清掃工場
港区		○	○		23区内清掃工場
新宿区		○	○	○	23区内清掃工場
文京区		○	○		23区内清掃工場
台東区		○	○		23区内清掃工場
墨田区		○	○		23区内清掃工場
江東区		○	○		23区内清掃工場
品川区		○	○		23区内清掃工場
目黒区		○	○		23区内清掃工場
大田区		○	○		23区内清掃工場・(株)アルフォ(食品リサイクル)
世田谷区		○	○		23区内清掃工場
渋谷区		○	○		23区内清掃工場
中野区		○	○	○	23区内清掃工場
杉並区		○	○	○	23区内清掃工場
豊島区		○	○		23区内清掃工場
北区		○	○		23区内清掃工場
荒川区		○	○		23区内清掃工場
板橋区	○	○	○	○	23区内清掃工場・東亜物流(株)廃家電リサイクル
練馬区		○	○	○	23区内清掃工場
足立区		○	○		23区内清掃工場
葛飾区		○	○		23区内清掃工場
江戸川区		○	○		23区内清掃工場
※許可年月日 令和6年6月1日～令和8年5月31日 許可番号 第651号					

●一般廃棄物処理施設許可(処理業)

東京都	ごみ処理施設 (圧縮梱包施設・破砕施設) 大友運輸株式会社リサイクルセンター
	許可年月日 令和4年3月25日 許可番号 一施第68号
板橋区	一般廃棄物の種類 普通ごみ(廃プラスチック類) 板橋区委託業務(排出量 4・5月 計 330.49t)

8. 産業廃棄物収集運搬業・処分業許可

●収集運搬業

都道府県	積替保管	許可年月日及び有効期限	許可番号
東京都	有	令和3年9月1日 令和8年8月31日	13-10-036630
・許可品目	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず ・動植物性残さ・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類・ばいじん		
埼玉県	有	令和3年6月7日 令和8年6月3日	01110036630
・許可品目	汚泥・廃油・廃アルカリ・廃酸・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ ・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類		
千葉県	無	令和3年2月18日 令和8年1月8日	01200036630
・許可品目	汚泥・廃油・廃アルカリ・廃酸・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ ・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類・ゴムくず・燃え殻		
神奈川県	無	令和5年3月31日 令和10年3月25日	01403036630
・許可品目	汚泥・廃油・廃アルカリ・廃酸・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類		
群馬県	無	令和5年9月19日 令和10年9月18日	01000036630
・許可品目	汚泥・廃油・廃アルカリ・廃酸・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類		
茨城県	無	令和6年1月30日 令和10年10月14日	00801036630
・許可品目	汚泥・廃油・廃アルカリ・廃酸・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類		
栃木県	無	令和6年3月25日 令和11年3月24日	00900036630
・許可品目	汚泥・廃油・廃アルカリ・廃酸・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類		
東京都 特別管理	有	令和3年8月22日 令和8年8月21日	13-60-036630
・許可品目	廃油・廃酸・廃アルカリ		

●処分業 処分の方法

東京都	破碎・圧縮・溶融	令和6年11月5日 令和11年11月4日	13-20-036630
・許可品目	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物 廃蛍光灯・水銀灯)		
埼玉県	圧縮	令和4年8月30日 令和9年6月17日	01120036630
・許可品目	廃プラスチック類・金属くず		

★東京都 産廃エキスパート 優良事業者認定証 第一種評価基準適合業者

- ・東京都 収集運搬業(積替え保管を含む)
- ・東京都 中間処理業
- ・東京都一般廃棄物処理施設

8. 産業廃棄物収集運搬業・処分業許可

●収集運搬業

都道府県	積替保管	許可年月日及び有効期限	許可番号
東京都	有	令和3年9月1日 令和8年8月31日	13-10-036630
・許可品目	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類・ばいじん		

※第一積替え保管施設 住所:東京都板橋区高島平六丁目2番5号 面積:438.96㎡

保管品目と保管量

- ①特定家庭用機器商品化法対象物 廃プラスチック類・金属くず・ガラスコンクリート陶磁器くず 保管量:2.81㎡
- ②廃プラスチック類 保管量:32.67㎡
- ③水銀使用製品産業廃棄物 金属くず・汚泥 (一次電池:乾電池) 保管量:0.51㎡
- ④水銀使用製品産業廃棄物 金属くず・汚泥 保管量:0.15㎡
- ・一次電池:ボタン電池:リチウム電池 二次電池:ニカド電池:ニッケル水素電池:リチウムイオン電池
- ⑤廃プラスチック類・金属くず・汚泥・廃アルカリ :廃消火器 保管量:0.68㎡

東京都 特別管理	有	令和3年8月22日 令和8年8月21日	令 13-60-036630
・許可品目	廃油・廃酸・廃アルカリ		

- ① 廃酸(廃バッテリーに限る。) 保管量:1.36㎡

※第二積替え保管施設 住所:東京都板橋区新河岸1-14-12 面積:1780.2㎡

- ①がれき類 保管量:2.0㎡
- ②石綿含有産業廃棄物 廃プラスチック類・金属くず・ガラスコンクリート陶磁器くず 保管量:6.24㎡

埼玉県	有	令和3年6月7日 令和8年6月3日	01110036630
・許可品目	汚泥・廃油・廃アルカリ・廃酸・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類		

積替え保管施設

積替え保管施設 住所:埼玉県和光市新倉5丁目2番25号 面積:1065.46㎡

保管品目と保管量

- ①紙くず 保管量:8.2㎡
- ②繊維くず 保管量:8.2㎡
- ③ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボードに限る) 保管量:8.2㎡
- ④ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボードを除く) 保管量:8.2㎡
- ⑤木くず 保管量:32.8㎡
- ⑥がれき類 保管量:32.8㎡
- ⑦汚泥(建設汚泥に限る) 保管量:3.7㎡
- ⑧動植物性残さ 保管量:1.2㎡
- ⑨廃プラスチック類 保管量:49.2㎡

●処分業 処分の方法

東京都	破碎・圧縮・溶融	令和元年11月5日 令和6年11月4日 更新中	13-20-036630
・許可品目	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		

施設の種類・処理能力

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	混合処理能力
破碎	廃プラスチック類	3.90(t/日)	4.55(t/日)
	紙くず	3.90(t/日)	
	木くず	4.55(t/日)	
	繊維くず	3.25(t/日)	
	金属くず	4.29(t/日)	
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	3.95(t/日)	
	水銀使用製品産業廃棄物 廃蛍光灯・水銀灯	—	14,400(本/日)
	・一般廃棄物処理施設(R4.3.25許可)	3.90(t/日)	—
溶融	廃プラスチック類(発泡スチロール)	0.18(t/日)	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	108(t/日)	112(t/日)
	紙くず	116(t/日)	
	木くず	—	
	繊維くず	—	
	・一般廃棄物処理施設(R4.3.25許可)	108.0(t/日)	—

埼玉県	圧縮	令和4年8月30日 令和9年6月17日	01120036630
・許可品目	廃プラスチック類・金属くず		

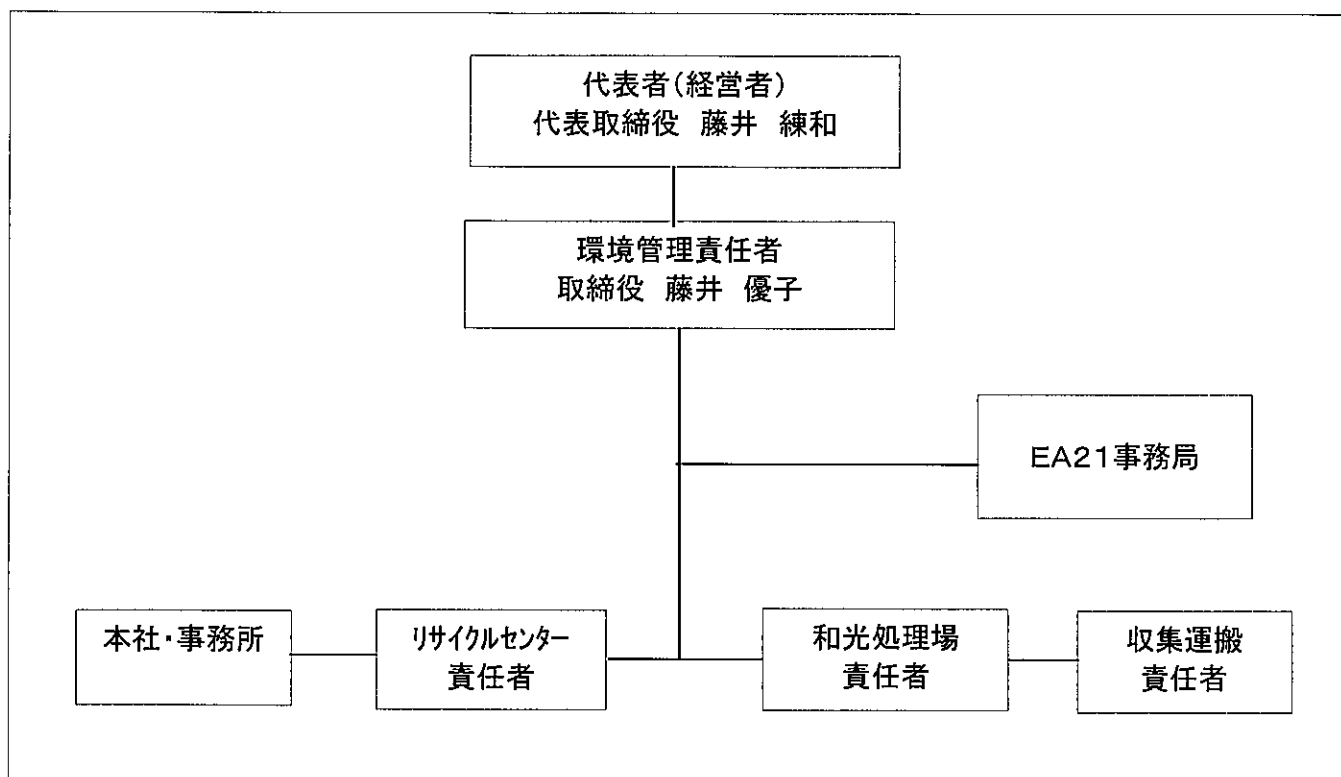
施設の種類・処理能力

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	圧縮機
圧縮梱包	①廃プラスチック類	6.64(t/日)	YB-50
	②金属くず	15.32(t/日)	

9. 車両一覧

車種	車両種類	産業廃棄物登録車	一般廃棄物登録車	合計台数
塵芥車	2t車	2	1	3
塵芥車	3t車	1	4	5
塵芥車	4t車	0	0	0
塵芥車	6t車	2	0	2
脱着装置付 コンテナ車	2t車	2	1	3
脱着装置付 コンテナ車	3t車	1	0	1
脱着装置付 コンテナ車	4t車	5	2	7
脱着装置付 コンテナ車	7t車	1	0	1
脱着装置付 コンテナ車	25t車	0	0	0
ユニック車	4t車	1	0	1
ユニック車	7t車	2	0	2
パワーゲート車	2t車	1	0	1
パワーゲート車	3t車	2	0	2
キャブオーバー車	軽トラ	1	0	1
キャブオーバー車	1.5t車	1	0	1
キャブオーバー車	15t車	1	0	1
合計		23	8	31

10.組織図



役 割	責任および権限
代表者	1. 取り組みの対象組織・活動の明確化 (要求事項1) 2. 経営における課題とチャンスの整理、まとめ (要求事項2) 3. 環境方針の作成、全従業員に周知 (要求事項3) 4. 実施体制の構築、環境管理責任者の任命 (要求事項7) 5. 代表者による全体の評価と見直し (要求事項14) 6. 環境活動レポートの承認 他
環境管理責任者 (EA21事務局)	1. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 (要求事項4:事務局担当) 2. 環境関連法規の取りまとめ (要求事項5:事務局担当) 3. 環境目標及び環境活動計画の策定 (要求事項6) 4. 環境コミュニケーションの実施 (要求事項9) 5. 取組状況の確認及び問題の是正及び予防 (要求事項13) 6. 環境関連文書及び記録の作成・管理 (要求事項12:事務局担当) 7. 環境活動レポートの作成・公表 (事務局担当)、確認 (環責) 他
部門責任者	1. 教育・訓練の実施 (要求事項8) 2. 実施及び運営 (要求事項10) 3. 環境上の緊急事態への準備及び対応 (要求事項11)
全従業員	1. 環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚し、積極的に参加 2. 部門責任者の指示に基づいて環境管理活動に取り組む 3. 環境管理活動に関する提案、

Ⅲ 環境経営目標

当社の環境経営目標(中長期目標含む)を下表に示す。

「活動対象期間は2023年6月～2027年5月」

2023年6月～ 2024年5月	2024年6月～ 2025年5月	2025年6月～ 2026年5月	2026年6月～ 2027年5月
電力由来のkg-CO2発生量を 売上高当たり122(kg-CO2/百 万円)以下にする	同左121(kg-CO2/百万 円)以下にする	同左120(kg-CO2/百万 円)以下にする	同左119(kg-CO2/百万 円)以下にする
軽油由来のkg-CO2発生量を 売上高当たり210(kg-CO2/百 万円)以下にする	同左209(kg-CO2/百万 円)以下にする	同左208(kg-CO2/百万 円)以下にする	同左207(kg-CO2/百万 円)以下にする
都市ガス由来のkg-CO2発生量 を売上高当たり0.4(kg-CO2/百 万円)以下にする	同左0.3(kg-CO2/百万 円)以下にする	同左0.2(kg-CO2/百万 円)以下にする	同左0.1(kg-CO2/百万 円)以下にする
全社のkg-CO2発生量を売上 高当たり311kg-CO2/百万円) 以下にする	同左310(kg-CO2/百万 円)以下にする	同左309kg-CO2/百万円) 以下にする	同左308(kg-CO2/百万 円)以下にする
水使用量を売上高当たり 1.6 (m ³ /百万円)以下にする	同左1.5(m ³ /百万円)以下 にする	同左1.4(m ³ /百万円)以下 にする	同左1.3(m ³ /百万円)以下 にする
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物:(板橋区) 廃プラスチック類の 再資源化率の向上	一般廃棄物:(板橋区) 廃プラスチック類の 再資源化率の向上	一般廃棄物:(板橋区) 廃プラスチック類の 再資源化率の向上
受託した産業廃棄物・収集運搬・ 処分における環境配慮及びサービ スの改善	収集運搬の効率化の推進 廃棄物の再資源化の推進	収集運搬の効率化の推進 廃棄物の再資源化の推進	収集運搬の効率化の推進 廃棄物の再資源化の推進
化学物質使用量の削減につい てPRTR制度の対象物質はなし	同左	同左	同左

Ⅳ 環境経営計画

期間は2023年6月～2024年5月

項目	手段
電力	不在時消灯、休憩時間消灯を徹底する 自然光を照明源として有効利用する 定期的にエアコンのフィルターを清掃する 詳細は「電気使用量削減手順書」に示す
軽油	急発進、急停止をしない エコ運転を徹底する 詳細は「社用車運用手順書」に示す
炭酸ガス	詳細は「電気使用量削減手順書」及び「社用車運用手順書」に示す
水	節水を心掛ける 詳細は「水使用量削減手順書」に示す
製品・サービス	収集運搬の効率化の推進、受託した産業廃棄物の再資源化の推進、最終処分量の削減など
製品・サービス 環境性能の向上	収集運搬の効率化の推進、受託した産業廃棄物の再資源化の推進、最終処分量の削減など

Ⅴ 環境経営目標の実績と評価

(1) 2023年6月～2024年5月の実績

月	電力	軽油	都市ガス	水	(売上)
	kWh	ℓ	m ³	m ³	(百万円)
6月	8,709	5,069	6	103.5	53
7月	10,446	4,863	4	107.5	49
8月	9,883	4,996	2	107.8	54
9月	10,784	4,691	9	82.3	49
10月	11,044	4,462	9	83.3	48
11月	9,866	3,827	9	96.0	51
12月	10,863	4,342	15	96.0	63
2023年1月	11,655	3,710	14	71.0	48
2月	10,019	3,678	16	72.0	50
3月	11,409	4,132	15	82.5	64
4月	10,836	4,124	9	82.5	64
5月	13,298	3,329	6	81.5	67
合計	128,812	51,223	114	1,066	660
二酸化炭素 排出量	58,867	132,155	246	売上百万円当たり 水使用量	
売上百万円当たりkg -CO ₂	89.2	200.2	0.4	1.6	
売上百万円当たり 全社のkg-CO ₂	289.8				

(2) 2023年6月～2024年5月の実績

項目	目標	実績	評価
電力由来のkg-CO ₂ 排出量	122(kg-CO ₂ /百万円)	89.2(kg-CO ₂ /百万円)	○
軽油由来のkg-CO ₂ 排出量	210(kg-CO ₂ /百万円)	200.2(kg-CO ₂ /百万円)	○
都市ガス由来のkg-CO ₂ 排出量	0.4(kg-CO ₂ /百万円)	0.4(kg-CO ₂ /百万円)	○
全社のkg-CO ₂ 排出量	327(kg-CO ₂ /百万円)	289.8(kg-CO ₂ /百万円)	○
水使用量	1.6(m ³ /百万円)	1.6(m ³ /百万円)	○

VI. 環境経営計画の実施状況の評価

対象期間:2023年6月～2024年5月

EA21環境経営システムの運用を2022年6月から開始し、2年間運用した。
その期間の環境活動の取り組みの評価を以下に示す。

1. 電力使用量の削減

冷暖房で使用する電力は季節によるところが大きいですが、業務上(処理場)においては、利用頻度が高い、とくに今年度より板橋区の依頼により「一般廃棄物の廃プラスチック類のリサイクル業務」で年間 3,160t 処理を行うので電力量も現状の2倍使用すると思われるが、改善に向かうよう出来るだけ、考えられる工夫を着実に実行して行きたい。

2. 軽油の使用量の削減

軽油においてはドライバーの努力による、目標を達成できた。今後も一層のエコドライブの励行、作業の効率化(収集ルート最適化)等を着実に実行し、環境負荷の低減(炭酸ガス削減)を第一の目標にして努めて行く。

3. 水使用量の削減

日常の生活用水に対する節水の意識は概ね浸透しつつあるが、業務上(処理場)において改善の余地があり、今後も改善を重ねて更なる節水を行って行く。

4. 廃棄物排出量の削減

廃棄物の排出の抑制は、分別の徹底とリサイクルを推進して行くことで削減に努めて行く。

5. グリーン(エコ)購入の推進

事務用品、消耗品、備品等の購入は手順書の通りに実施された。

6. 受託産業廃棄物の収集運搬における環境配慮

廃棄物の受注量にもよるが、エコドライブ等の励行により少しずつではあるが成果が表れて来ている。今後共一層の励行と共に現在、保有している車両の整備を確実にし、代替時期がきた際には低燃費・低公害の車両の導入を順次進めて行く。

VII. 次年度の環境経営計画

期間は2023年6月～2024年5月

項目	手段
電気	不在時消灯、休憩時間消灯を徹底する 自然光を照明源として有効利用する 定期的にエアコンのフィルターを清掃する 詳細は「電気使用量削減手順書」に示す
軽油	急発進、急停止をしない エコドライブの励行を継続する 詳細は「社用車運用手順書」に示す
炭酸ガス	詳細は「電気使用量削減手順書」及び「社用車運用手順書」に示す
(一般・産業)廃棄物	燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ごみに分けて管理する 詳細は「一般廃棄物・産業廃棄物手順書」に示す
水	節水を心掛ける 詳細は「水使用量削減手順書」に示す
サービスの環境性能の向上	収集運搬の効率化の推進、受託した産業廃棄物の再資源化の推進、最終処分量の削減など

VIII. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

1. 当社に関連する法規

- ①廃棄物処理法
- ②消防法
- ③道路交通法
- ④自動車Nox・PM法
- ⑤道路運送車輛法
- ⑥家電リサイクル法
- ⑦下水道法
- ⑧食品リサイクル法
- ⑨東京都条例
- ⑩貨物自動車運送事業法
- ⑪フロン排出抑制法

2. 違反・訴訟等

過去3年間に一度も上記の法規に関する違反、訴訟はありません。

IX. 代表者による全体評価と見直しの結果

当社は、従来から環境への配慮と社員の指導は実行してきたが、環境への更なる向上と社会貢献のため、エコアクション21による環境経営システムを構築し、本システムの運用を始めた。初めての環境経営レポートの提出から継続して、環境経営レポートの作成を行いました。社員一人一人が各自の役割を理解して取り組みを行い、目標に向けて活動した。法規制の順守状況には問題なく、外部からの苦情の発生はない。

今回、一般廃棄物処分業の拡大について、板橋区の家庭ごみ(廃プラスチック類)年間 3,500t のリサイクルへ向けての中間処分を委託された。

完全なリサイクルに向けての分別作業をするために必要な設備を導入した事により、電力の使用量は大きく増加いたしました。しかし、これにより月間300tの廃プラのリサイクル施設(レゾナック(株)への搬入がなされ大きなリサイクル効果(実績)を上げることが出来ました。

(定期検査でも分別後の不適物0.44%、分別時不適物除外約10%)

当社扱い業務の中で、排出事業者との協議の申し入れることによりリサイクルに向けての分別効率を考えた搬出作業を実行できる様な協議を進めて行きたい。

(一歩前でのリサイクルの方向付けを考えて行きたいと思っています。)

環境経営システムは現在のところ有効に機能しているが、さらに幹部社員を含めこの活動を進めて行くことが必要と考える。

改善部分を指摘することにより社員一人一人が環境マインドを持って日常職務を遂行することが、重要である。